平成31年3月29日

1

毎週月,水,金曜日発

富山県報

号 外(6)

目

次

規 則

○児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則

1

児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、 公布する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第13号

児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉施設に係る負担金に関する規則(昭和39年富山県規則第77号)の一部を 次のように改正する。

別表第1備考10を同表備考11とし、同表備考9を同表備考10とし、同表備考8を 同表備考9とし、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6の次に次のように加え る。

7 次のいずれかに該当する者については、地方税法第 292条第1項第11号 に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年 (実施日等が1月から6月までの日である場合は、前々年。以下この備考 において同じ。)の所得(同法第 313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。以下同じ。)が同法第 295条の規定に該当するときは、市町村民税が非課税である者として取り扱う。この場合において、寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税が非課税である者として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算す

る場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。)に限る。(3)において同じ。)を有するもの((2)に掲げる者を除く。)
- (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、前年の所得が 500万円以下であるもの

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の児童福祉施設に係る 負担金に関する規則の規定は、平成30年7月1日から適用する。

(子ども支援課)

富